

## 「那覇てんぶすビジョン」広告掲載取扱要綱

平成29年1月26日  
経済観光部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「那覇てんぶすビジョン」運営要綱第4条第1項第2号の規定に基づき、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載期間等)

第2条 広告の掲載枠については、原則、平日の月曜日から金曜日とし、土日祝祭日及びイベント等で「那覇てんぶすビジョン」を使用する日は除く。また掲載時間については、午前9時から午後8時までの間とし1時間当たり10分以内とする。

(広告申込者の募集)

第3条 広告の掲載を申し込む者（以下「広告申込者」という。）の募集は、放映枠の上限に達するまで随時行うものとする。

2 前項の規定による募集は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める公募の方法により行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による募集にあたっては、放映枠の数、掲載期間、広告掲載料、その他の必要事項を明示するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第4条 広告申込者は、広告内容等を記載した広告掲載申込書（第1号様式）に次に掲げる資料等を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) 映像媒体

(2) 事業の概要が分かる資料

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 次に掲げる者は、前項の規定による申し込みをすることができない。また、代理店等を介した申し込みについても同様とする。

(1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者

(2) 各種法令に違反している事業者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

(4) 消費者金融または事業者金融を営む事業者

(5) 利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業またはこれに類する業種

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、または手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種または事業者として不適当であると認められるもの

（広告掲載の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該内容について精査を行い、掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前条の規定により広告申込者から提出された映像について、ビジョンに掲載することが適当でないとき、広告申込者に対して広告内容の変更を求めることができる。

3 市長は、広告申込者の数が放映枠の数を超える場合は、次の（1）～（4）の各号に掲げる順で順位付けを行い、順位の高い広告を優先して掲載するものとする。

- (1) 那覇市中心市街地に所在する民間企業等の広告
- (2) 那覇市内に所在する民間企業等の広告
- (3) 沖縄県内に所在する民間企業等の広告
- (4) 前3号以外の広告

4 市長は、前項の規定により広告掲載を決定したときは、その結果を「那覇てんぶすビジョン」広告掲載決定通知書（様式第2号）または「那覇てんぶすビジョン」広告非掲載決定通知書（第3号様式）により、広告申込者に通知するものとする。

5 広告申込者は、前条に規定する広告掲載の申し込み後に、当該申し込みを取り下げる場合は、「那覇てんぶすビジョン」広告掲載申込取下げ書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（広告掲載業務の委託）

第6条 市長は、広告掲載にかかる次の業務を委託することかできる。

- (1) 広告の募集及び募集に伴う周知広報
- (2) 広告掲載申込みの受付及び広告内容の精査
- (3) 広告の掲載

2 前項第2号の規定により市長から広告掲載申込みの受付及び広告内容の精査を委託された者は、第4条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、当該内容について精査を行い、「那覇てんぶすビジョン」広告内容精査結果報告書（第6号様式）に次に掲げる資料等を添付して、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

- (1) 「那覇てんぶすビジョン」広告掲載申込書及び添付資料
- (2) 精査の内容が分かる資料
- (3) その他市長が必要と認める資料

(広告掲載料等)

第7条 那覇市へ納入する広告掲載料は、市長が別に定める。但し、前条の規定により広告掲載業務委託を行う場合は、市が承認した委託業務実施計画書によるものとする。

2 広告申込者は、広告掲載の決定があった日から起算して 30 日以内に広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告申込者への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告申込者が、第7条第2項の規定による広告掲載料を、市長が指定する期日までに納入しないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書(第5号様式)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において、広告申込者に損害が生じても、一切その責めを負わないものとする。

(広告掲載料の還付等)

第9条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告申込者の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料の全部または一部を日割り計算した額を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子は付さない。

(広告申込者の責務)

第10条 広告申込者は、掲載する広告内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告申込者は、広告掲載の申し込みまでに、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、必要な処置を講じなければならない。

3 広告申込者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 広告申込者は、広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 広告申込者は、当該広告掲載に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入等の行為を行ってはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 26 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 26 日から施行する。
- 2 「那覇てんぶすビジョン」広告審査委員会要綱(平成 29 年 1 月 26 日決裁)は、廃止する。

付 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。